

(主要部分の日本語仮訳)

「仏暦 2548 年非常事態における統治に関する勅令」(非常事態令)

第 9 条に基づく決定事項 (第 2 号)

第 1 項 タイ王国全土のいかなる者も、22 時 00 分から翌 4 時 00 分の間、外出してはならない。ただし、医療、銀行業務、消費財・農産物・医薬品・医療器具・新聞の運搬、燃料の輸送、郵便、輸出入品の運送、感染症に関する法律に従って自己隔離を行う国民の移動、従来から夜間に交代する必要がある業務の出退勤、渡航のために空港へまたは空港からの移動に従事する者やこれらの分野に関する外出の必要性がある者は、本件措置の適用を除外する。但し、夜間の移動の必要性、夜間の用務もしくは渡航を証明する文書を携行し、政府決定第 1 号におけるによる感染予防の諸措置を遵守しなければならない。さらに、政府決定、告示、もしくは各種指示において定めるタイ当局の職員やその他の事由により職員から許可を得た者は、本件措置の適用を除外する。

本件措置に違反した者は、「仏暦 2548 年非常事態における統治に関する勅令」の第 18 条に則し、2 年未満の禁錮刑、もしくは 4 万バーツ未満の罰金、ないしはその双方に問われる。

第 2 項 第 1 項第 1 節の措置と同様の禁止、告示、指示もしくは勧告が、国内各県、地域もしくは場所に対して発出され、適用時間または条件において本決定事項よりも厳しい措置がとられる場合、以後は右命令または告知を遵守せしめる。

第 3 項 国外渡航のための移動中にある者を輸送することが出来ない可能性がある場合には、バンコク都及び各県の感染症委員会に、感染予防のために規定されている条件および期間において隔離用の個室を用意せしめる。

以上の内容は、仏暦 2563 年 (2020 年) 4 月 3 日以降、変更があるまで適用される。

仏暦 2563 年 (2020 年) 4 月 2 日

プラユット・チャンオーチャー 陸軍大将 首相